

低所得世帯生活支援特別給付金(追加給付分) (7万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、国からの交付金「低所得世帯支援枠」の拡大に伴い、引き続き、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、低所得世帯(住民税非課税世帯) **1世帯あたり**に**7万円**を追加で給付するものです。

※前回の大府市低所得世帯生活支援特別給付金(3万円)とは、対象世帯の要件が一部異なります。

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要な場合**があります。

給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

支給対象・手続き方法

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。

基準日(令和5年12月1日)時点で
大府市に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯

- ・ DV等避難世帯
- ・ 死亡、離婚等による非課税世帯
- ・ 課税内容の変更によって非課税となった世帯 など

大府市から(1)(2)いずれかが届きます。

- (1) **「支給要件確認書」**
期日までに返送してください。
- (2) **「振込予定通知」**
内容を確認してください。

申請が必要です

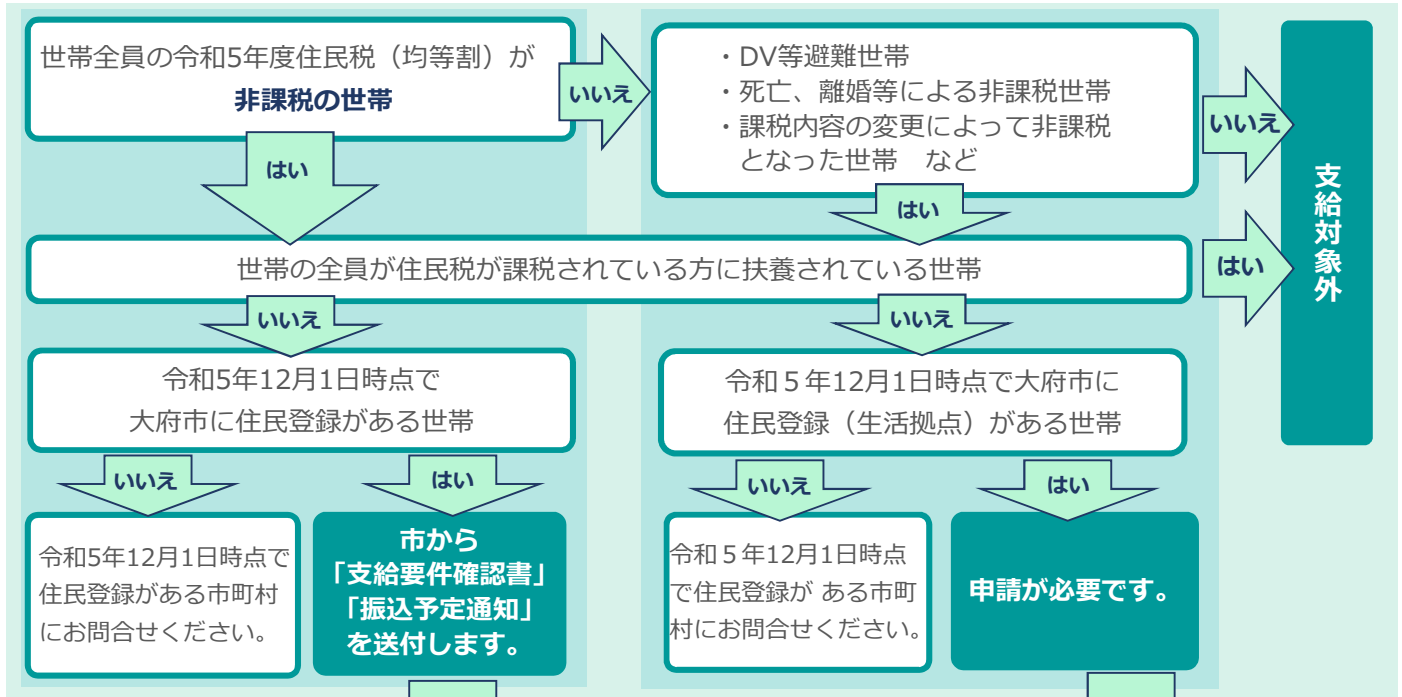


申請期間

令和6年2月 1日(木) から
令和6年3月 29日(金) まで

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き



内容を確認し、「支給要件確認書」の場合は、**必要事項を記入して市に返送**してください。

確認事項

- ☐ 大府市や他の市町村でこの給付金（7万円）を受け取っていないこと。
- ☐ 住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている方のみの世帯でないこと。
- ☐ 世帯の中に住民税が課税となる所得が未申告の方がいないこと。
- ☐ 世帯の中に租税条約に関する届出書を提出している方がいないこと。

申請書および申立書に必要事項を記入して、
令和6年2月1日（木）
から
令和6年3月29日（金）
までに市に提出してください。

受付期間・場所

- 2月 1日（木）～2月28日（水） 市役所2階 204会議室
- 2月29日（木）～3月29日（金） 市役所1階 7番窓口（地域福祉課）



確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。
意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

警察相談専用電話（#9110）

お問い合わせ

大府市低所得世帯生活支援給付金専用ダイヤル

- 12/12～3/29 ☎0562-38-7005

受付時間 平日9:00～17:00（水曜のみ19:00まで）

（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）

